

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の共催、後援及び協賛に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）を行う行事の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催について協力することをいう。

(承認の基準)

第3条 協議会が、共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。
 - ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの
 - イ 文化団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が協議会の推進方針に即したもの
 - ウ その他会長が、特に適当と認めるもの
- (2) 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活及び福祉の向上並びに産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 個人が主催するもの
 - イ 営利を目的とするもの
 - ウ 政治的又は宗教的目的を持つもの
 - エ 特定の思想、流派又は系列に偏るもの
 - オ 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
 - カ その他会長が不適当と認めるもの

(承認申請)

第4条 共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書（第1号様式）を行事開催日の30日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(承認の決定)

第5条 前条の申請を受けたときは、速やかに行事の目的、内容、規模、主催者の信用度等を精査し、その可否を決定するものとする。

2 会長は、共催等の承認を決定したときは、共催等承認通知書（第2号様式）により主催者に通知するものとする。

(内容の変更)

第6条 共催等の承認を受けたものが、それに係る行事の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 共催等の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 事業内容等の変更により、第3条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) その他承認することが不相当であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じても、協議会はその賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年12月12日から施行する。